

令和8年第6回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和8年6月10日(水) 午後1時30分

2 閉会 令和8年6月10日(水) 午後2時43分

3 場所 総社市役所6階 会議室602・603

4 出席または欠席した農業委員

出席 13人

1番 林 眞理(農政担当)	2番 守安 淳市
3番 秋山 陽太郎(農地担当)	4番 定井 正雄(会長)
5番 中村 安行	6番 友野 伸樹
7番 能登谷 和正(会長代理)	8番 仮谷 昌典
9番 若林 勤	11番 渡邊 豊
12番 小原 弘	13番 奥山 弘志
15番 小西 忍	

欠席 2人

10番 在間 洋則 14番 渡邊 則文

5 出席した農地利用最適化推進委員

出席 10人

海野 宏道	茅原 弘和	高尾 郁夫	永野 直樹	赤木 謙介
澁江 隆司	竹内 功次	杉岡 賢二	高谷 幹晴	藤井 久美

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 前谷 学 次長 石川 浩二 主任 角田 祥

7 議事録署名委員

2番委員 3番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第25号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第26号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第27号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

報告第15号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第16号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第17号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第18号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について

第4 その他

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後１時３０分

- (会長) それでは、只今より令和８年第６回総社市農業委員会総会を開会いたします。
- 只今の出席は、農業委員が１３名であります。１０番委員、１４番委員から欠席届が提出されております。
- 農地利用最適化推進委員が１０名の出席です。
- 農業委員会等にする法律第２７条第３項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。
- 本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。
- 次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

【日程第１ 議事録署名委員の指名】

- (会長) 日程第１ 議事録署名委員の指名を行います。
- 議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第３３条の規定により、２番委員、３番委員を指名いたします。

【日程第２ 会期の決定】

- (会長) 次に、日程第２ 会期の決定を行います。本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第５条の規定により本日１日限りと決定いたします。

【日程第3 付議事件】

(会長) 次に、日程第3 付議事件の審議に入ります。
秋山委員、審議をよろしくお願いいたします。

【議案第25号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当) 議案第25号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について議題といたします。

それでは、事務局お願いします。

(主任) 【議案第25号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】
今回の申請件数は7件になります。

【受付番号11番】

(農地担当) それでは11番、赤浜の件につきまして、地元委員からの説明をお願いいたします。

(2番委員) 5月31日に高尾さんと現地確認に行きました。

場所は、●●●●●●●●から北へ約2から300メートル行った場所になります。

管理はされており、今は苗床として利用していて苗床が沢山ありました。

詳しいことは高尾推進委員へお願いをいたします。

(農地担当) それでは、高尾推進委員お願いをいたします。

申請地は、先ほどの説明のとおりであります。

今回の申請は、奥さんが亡くなり1人で管理ができないので、農地を処分するという
ことで今回の申請になったものです。

受人の方は、以前から苗代として借りていました。受人の方は兼業農家で所有農地
等については、適正に管理されており問題ないと思います。機械等の所有状況ですが、
トラクター、田植え機、コンバイン、軽トラックを所有されています。農作業歴25年
で農作業の従事日数も150日以上あり問題ないと思います。

以上であります。

よろしくお願いいたします。

(農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。
- 11番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、11番は許可されました。

【受付番号13番】

- (農地担当) 続きまして13番、窪木の件につきまして、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (13番委員) 窪木の申請地ですが、●●●●●●と●●●●●●●●が交差する所から北に行った●●●●●手前の田んぼばかりがある所になります。
- 渡人の方は県外に住まわれており耕作が出来ないため、長い間、他の方に耕作をしてもらっていました。申請地は幅が10メートルあるかないかで、奥行きが50メートル位の細長い農地であります。このような農地が3、4枚並んでいるような状況であります。
- 今回の申請地は、その真ん中にある農地で、その両側を受人の方が耕作をされています。以前から、受人が渡人に譲ってもらいたいという話をしていたそうです。この度、譲ってもらえるということで、今回の申請になったものです。受人の方は、1町以上を耕作されており問題ないと思います。
- よろしく願いいたします。
- (農地担当) それでは、永野推進委員、補足がありましたらお願いをいたします。
- (永野委員) 補足することはありません。
- よろしく願いをいたします。
- (農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。
- 13番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、13番は許可されました。

【受付番号14番】

- (農地担当) 続きまして14番、久代の件につきまして、地元委員からの説明をお願いいたします。

(11番委員) 今回の申請地は、桃の木が7本、温室が4棟建っています。これは、受人の方が令和元年から渡人から借りて耕作をされています。今回、渡人が高齢ということ、後継者もないことから今回の申請になったものです。

受人の住所は福井ですが、実家は山田にあります。毎日、温室に来られて農作業をされています。受人は農業普及委員をされており指導をされていた方です。現状が何も変わることなく、地元としても問題ないと思います。

よろしく願いをいたします。

(農地担当) それでは、竹内推進委員、補足がありましたらお願いをいたします。

(竹内委員) 私も申請地を確認しに行った時に、温室の中に立派なシャインマスカットがありました。受人の方とお話をしました。真剣に農業をされている方だと感じました。問題ないと思います。

よろしく願いをいたします。

(農地担当) 受人の方は、福井地区でも耕作をされています。

茅原推進委員、何かありましたらお願いいたします。

(茅原委員) 受人の方とお会いして話をさせていただきました。

委員から説明のあったとおりでありますので、問題はありません。

よろしく願いをいたします。

(農地担当) 山田地区でも受人の調査をしてもらっております。

15番委員、何かありましたらお願いをいたします。

(15番委員) 受人の方は、山田地区にも農地を所有されておりますが、耕作されており問題はあります。また、受人は営農組合の副代表をされております。

(農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。

14番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、14番は許可されました。

【受付番号15番】

(農地担当) 続きまして15番、下原の件につきまして、地元委員からの説明をお願いいたします。

(7番委員) 渡人の方は清音軽部に住まわれております。渡人の実家が下原になります。申請地は、受人が相続したもので、名義だけが渡人になったものです。現在、渡人の実家には誰も住んでいません。相続の開始が10年以上前のことと記憶しています。渡人の親が

亡くなった時から、今回の受人、この方は渡人の身内になります。この方が耕作をされています。申請地のうち2筆は受人の方の農地と地続きになります。残りの1筆も自宅の並びにあり果樹を植えているような状態で受人がずっと管理されています。このような状況から、今回、申請に至ったものであります。現実には何ら変わることがありません。受人も奥さんと2人で会社勤めをしながら耕作をされておられます。機械等もありますので、耕作するうえで問題はありません。

この度、名義を変えることで、現実の耕作状況に合わせることになるので、地元として問題はありあせん。

以上であります。

(農地担当) 澁江推進委員、補足がありましたお願いをいたします。

(澁江委員) 私も、好ましい所有権移転だと思っています。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。

15番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、15番は許可されました。

【受付番号16番】

(農地担当) 続きまして16番、八代の件につきまして、地元委員からの説明をお願いいたします。

(7番委員) この件につきましては、渡人は15番の件と同一人であります。

申請地は、八代地区になるのですが、これも地元の人に貸しておったりして、これまで耕作をしてもらっていたということです。

ここで、自分のものからなくしたいという話から、譲るという話になって、現に耕作していた方は、引き受ける気持ちがないということで、今回の受人の法人へ話がまとまったものです。現にこの法人は、30町程度の耕作をしておられます。従業員も30歳代の方が2人おられて耕作をしています。専業ですから農機具も大型のものがそろっています。

特に問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

(農地担当) 澁江推進委員、補足がありましたお願いをいたします。

(澁江委員) 受付番号15番の申請は下原の農地でありました。今回の受付番号16番の申請は八代の農地になります。下原分は下原の方に、八代の農地については、先ほどの法人に耕

作してもらうという。ある程度考えて対策させていただいていると受けております。

今回の渡人の所有地周辺で、受人の法人も流動化等で受けて耕作している農地もありますので、農作業の効率という点からも問題ないと思います。

よろしくご審議の程、お願いをいたします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。

16番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、16番は許可されました。

【受付番号17番】

(農地担当) 続きまして17番、宿の件につきまして、地元委員からの説明をお願いいたします。

(6番委員) 17番の件について、説明させていただきます。

申請地は、●●●●●●●●●●から南に300メートル程度の所にある農地になります。受人が居住していた借家とその東隣の農地をセットで渡人から譲り受けるための所有権移転の申請になります。

5月30日に高谷委員と一緒に受人と面談をしました。受人は書類上、新規就農となっていますが、農作業経験としては祖父の農業の手伝いを12年、1人で野菜作りを1年の経験があります。特に問題ないと考えております。

詳しくは、高谷委員から説明をお願いいたします。

以上です。

(農地担当) 高谷推進委員、お願いをいたします。

(高谷委員) 6番委員の報告にもありましたように、5月30日に6番委員と受人と話をしました。

今回、宅地と農地を合わせて購入するという事で、申請地には既に野菜と果樹を植えています。農業の経験は、賀陽町の祖父に教えていただいて、大豆、果樹等を栽培しているところでもあります。経験年数が12年程あるそうです。また畑を借りて1人で野菜を栽培した経験もあるそうです。今回、購入する土地で、もち米と野菜、果樹をしたいということでもあります。もち米については、近所の方で、米を大規模にされている方から指導を受けて、その後、1人でやっていくという思いであります。農機具等に関しては、トラクター、軽トラック、草刈り機等を所有されております。当面、不足するものがあれば、祖父から借りて夫と母親の協力を得ながら、やっていきたいということでもあります。

将来的には、畑を増やして果樹と野菜を増やして直売所等に出荷していきたいというものであります。

特に、問題ないと思いますので、よろしくお願いをいたします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(1 番委員) 受人の方は、外国籍の方ですか。

(主任) ご主人が、外国籍の方で、受人の方は日本人になります。

(1 番委員) 分かりました。

(農地担当) 他にありませんか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。

17 番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、17 番は許可されました。

【受付番号12番】

(農地担当) 続きまして12番、福井の件につきまして、地元委員からの説明をお願いいたします。

(3 番委員) 福井の件であります。申請地は●●●●●、●●●の麓の所になります。

申請は、親子間での使用貸借権の設定になります。

詳しくは、地元推進委員であります、茅原委員からお願いしたいと思います。

(茅原委員) 当案件は、使用貸借権の設定をしようとするものであります。

貸人と借人とは、親子の関係であります。借人は貸人の長男になります。この度、使用貸借によって農地を借りて、今後は自らが主体となって営農をしていく計画になっています。申請地は作付けがされていない農地となっています。草も生えているのですが、周辺に迷惑にならない程度に草刈りをしています。当該農地で今度、水稻を作付け予定でありまして、農機具等につきましては、父親が所有している機械を活用して、営農技術を学びながら規模を拡大していきたいということでもあります。

借人は倉敷市に住んでいるのですが、いずれは実家の近くに生活の拠点を移して耕作しやすい環境を整えるとともに、将来的には地域農業の担い手として継続的に農業に従事したいという考えであります。

借人は今回、新規営農ということになりますが、貸人、借人の家はナス農家であり、貸人の父親はハウスでナスを栽培されておりまして、私のナスの師匠の1人になります。

借人は、幼少の頃から祖父の田などを手伝っていて、小さい頃から田植え機に乗っ

たりしていた記憶があります。地元としましては、地域の農業を守ってくれる人材として期待しているところであります。

以上であります。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。

1 2 番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、1 2 番は許可されました。

以上で、議案第25号の審議は全て終了いたしました。

【議案第26号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) 続きまして議案第26号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) 【議案第26号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

農地法では、転用行為により土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがある場合、その他の周辺農地に係る営農状況に支障を生ずるおそれがあると認められる場合につきましては許可することができないとされています。

このことから、提出されております被害防除計画書、土地利用計画を基に令和8年6月5日に農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局職員とで申請地の現地調査を行っております。

【受付番号3番】

(農地担当) それでは3番、窪木の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(7番委員) 6月5日に会長、6番委員、永野委員、赤木委員、事務局と私とで現地調査を行いました。

窪木の件であります。申請地の東側は畑になっております。西は水路と道路、南は田、北は申請人の宅地であります。

この土地を農地転用することについては、特に周辺農地への影響はないものと考えております。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(13番委員) 申請地は、●●●●●の●●●●●の北側になります。詳細については、添付図面を見ていただければと思います。

申請地北側の国道180線バイパスが開通する前は、申請地の前の道は車が1台やっと通れる道だったそうです。バイパスが開通する時に、申請地前の道がセンターラインのある広い道になったことにより、この道の交通量が増えたということであります。

敷地の奥に倉庫兼駐車場があるのですが、そこから車を出すときに、交通量が増えたためバックで出るのが危なくなったことから、柑橘類を植えていた所を車の回転場として利用していたものであります。このようなことから、今回の申請になったものであります。この件に関しては始末書が提出されているようです。

申請地の東側に畑、南側に田があるのですが、東側の土地に関しましては、申請者の畑であります。南側は田をされているようですが、土砂等の流出がないようにコンクリートでされています。雨水等に関しましては、申請者の雨水桝で処理するようになっていますので問題ないと思います。

以上であります。

(農地担当) 永野推進委員、何かありましたらお願いをいたします。

(永野委員) 補足等ありません。

よろしくお願いいたします。

(農地担当) それでは事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) 農地区分ですが、市街地化が見込まれる区域として市街地に近接する区域内にあり、おおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

なお、本件は既に宅地の一部として利用していることから、是正案件のため始末書が提出されております。

以上です。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。

3番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、3番は許可されました。

以上で、議案第26号の審議は終了いたしました。

【議案第 27 号 農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) 次に議案第２７号、農地法第５条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(主任) 【議案第27号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

今回、第5条の議案は6件です。

内容につきましては、8ページから9ページをご覧ください。

【受付番号5番】

(農地担当) それでは、8ページの5番、久米の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(7 番委員) 申請地は、何も作付けされていません。草が生えているような状況であります。申請地の東側も同じような状況で、何も作付けされていませんでした。申請地西側は道路に接しています。南側も広い道路であります。北側は宅地であります。最近造成し家が建ったようでありました。このような状況から、農地転用をしても周辺農地への影響はないものと思われます。

以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(1 番委員) この案件は、勤務先とか実家との関係から、申請地を選択したものであります。申請地は●●●●●の沿線にありまして、現在、宅地化が進行中の地域でもあります。転用しても問題ないと聞いております。詳細は、海野推進委員からお願いしたいと思います。

(農地担当) 海野推進委員, よろしくお願いいたします。

(海野委員) 申請地周辺の状況ですが、東が田、西が進上路、既に５軒ぐらい家が建っています。南が●●●●●●●●，北が宅地です。農地への営農状況についてですが、用水については、申請地内に沈殿柵を設置し道路側溝に接続します。生活雑排水は合併浄化槽に接続し直接流しません。日照・通風については、平屋建ての高さ６メートル程度の建物なので影響はありません。土砂の流出等についてですが、隣接地の境界部分には土留を設置し土砂が流出しないようにすることから問題ないと思われます。

このことから、農地転用することによる周辺農地への影響はないものと思われます。

以上です。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

- (主任) 市街地化が見込まれる区域として市街地に近接する区域内にあり、おおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。
- 5番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、5番は許可されました。

【受付番号8番】

- (農地担当) 続きまして、8番、久代の件について、現地調査の報告をお願いいたします。
- (7番委員) 申請地は畑になっていますが、現地は何も作付けされていません。草が生えたような状態であります。東が田、三角地であります。北側は道路、南は水路に接しています。転用目的は露天駐車場になるのですが、転用することにより東に接する田には影響はないものと思います。
- 以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (11番委員) 今回の申請ですが、受入は久代の畑の前で鉄工所を営まれています。従業員の方が6人ぐらいいまして、敷地内に自動車を停めているのですが、自動車の出入りがしにくいということで、道を挟んだ反対側の土地を駐車場に使用したいということで、今回の申請になったものです。
- 今回、駐車場として農地転用することによる周辺農地への影響ですが、現地調査の報告にもありましたように周辺農地への影響はないものと思われます。
- (農地担当) 竹内推進委員、補足がありましたらお願いいたします。
- (竹内委員) 11番委員の説明のとおりであります。
- 特に申し上げることはありません。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主任) 農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで、第1種農地と判定しています。なお、例外許可規定といたしまして、既存施設の拡張を適用しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。
- 8番を許可することにご異議ありませんか。

- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、8番は許可されました。

【受付番号9番】

- (農地担当) 次に9番、岡谷の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。
- (7番委員) 申請地は2筆になりますが、最終的には進入路と宅地になる予定かなと思います。であります。住宅が建つ東側の田、●●●番●は田として利用されていました。進入路の東側、●●●番●の田は、何も作付けされていいません。西側は水路、●●●番●には温室が建っていました。北側は道路に接しています。気になったのが●●●番●は元々は田だったと思いますが、農地転用することにより田として利用することは難しいのかなと思いますが、畑として利用するのであれば問題ないと思います。
- 以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (6番委員) 申請地は●●●●●南東の道路沿いの農地であります。
- 5月27日に現地調査を行いました。現況は、7番委員の説明のとおりであります。用水につきましては、申請地の西側と東側の田の東側にも水路があり、周辺農地への支障はありません。先程、説明がありました進入路東側の田は今回の渡人の田になります。畑として利用可能だと思います。排水、日照・通風、土砂の流出等につきましても被害防除計画の記載内容、土地利用計画図と申請地周辺の状況を確認しましたが、周辺の営農状況への支障はないものと判断いたしました。
- ご審議の程、よろしくをお願いいたします。
- 以上です。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主任) 農地区分ですが、おおむね300メートル以内に鉄道の駅等の発着場、高速道路の出入口、市役所（出張所）等の施設がある農地ということで、第3種農地と判断しています。なお、進入路東側の田につきましては、畑として活用する旨を確認しています。
- 以上であります。
- (農地担当) これらの件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。
- 9番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番号10番】

- (農地担当) 続きまして、10番、宿の件について、現地調査の報告をお願いいたします。
- (7番委員) 申請地は何も作付けされていません。申請地の東側は細い水路を挟んで道路があります。西側は畑、南、北側は宅地、南側、北側は新しい家が建っている状態でありました。その1区画が残った状態でありました。申請地の南北も農地転用をしていることから今回の転用により周辺農地への影響はないものと思います。
- 以上であります。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (6番委員) 10番について説明いたします。
- 申請地は●●から●●●●●●●●を倉敷方面に800メートル行った所で、宅地化が進んでいる地域になります。申請地は元地番を4筆に分筆し、今回は最後の区画になります。
- 地元としては、問題ない案件としていますが、詳しくは高谷委員からお願いしたいと思います。
- 以上です。
- (農地担当) 高谷推進委員お願いをいたします。
- (高谷委員) 現況につきましては、報告のあったとおりであります。11番委員の説明のとおりであります。営農への影響についてですが、申請地周辺は宅地になっていまして、最後の区画であります。申請地の西側に農地がありまして、そこへの用水は南側に宅地があつて、その南側から取水するようになっていきますので問題ないと思います。排水については沈殿枳を設けること。生活排水は下水道へ接続するため問題はありません。日照・通風については平屋建てで問題はありません。土砂の流出についても境界部分にコンクリートブロックの擁壁を設置し土砂が流れないようにするという事で問題ないと思います。
- 以上であります。
- よろしくご審議の程、よろしくお願いをいたします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主任) 農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。
- 10番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、10番は許可されました。

【受付番号6番】

(農地担当) 続きまして、6番、清音軽部の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(7番委員) 申請地の東側は父親の宅地、南北同じ長さで宅地になっていました。申請地西側についてですが、西側の南部分は宅地、それ以外は田になっています。申請地南側は道路に接しています。北側は田であります。農地転用しても周辺農地への影響は特別ないものと思われま。

以上であります。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(2番委員) 貸人と借人は親子の関係であります。親も高齢になったことから清音に戻ることになり、今回の申請になったものであります。

以上です。

(農地担当) 藤井推進委員お願いをいたします。

(藤井委員) 現状につきましては、現地調査の報告のとおりであります。

2番員委員の報告にもありましたように、借人は貸人の長男になります。10年ぐらい前から貸人の体調が悪かったりして借人が水稲などの作付けをされていたようです。親の近くにとということで今回の申請になったものであります。

申請地の西側、北側、東側の周りにはコンクリートブロック、擁壁を施工し土砂の流出を防ぎます。雨水につきましては、申請地内に集水桝を設置し排水路に排水します。生活雑排水につきましては、公共下水道がありますので、そこに接続するようになっています。このようなことから、農地転用することによる周辺農地への影響はないものと思われま。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

以上です。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) 農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで、第1種農地と判定しています。なお、例外許可規定といたしまして、集落に接続して設置される施設を適用しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。

6番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、6番は許可されました。

【受付番号7番】

(農地担当) 続きまして、7番、下倉の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(7番委員) 申請地についてですが、東側は細い水路に接していました。西側は細い道路とその西側は川が流れていました。南側は農業用倉庫、プレハブのような物が建っていました。その部分は埋め立てていました。申請地の一部分、その南側と接するかたちで果樹を植えていました。申請地の一部が宅地化され、一部が畑のようなかたちで残っている状況であります。北側は広い道路に接しています。

農地転用をしても特に問題はないものと思われれます。

以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員) 申請地は、現地調査の報告のとおりであります。

既に農業用倉庫が建ってしまして、周辺へ影響を及ぼすことはありません。

以上であります。

(農地担当) 杉岡委員、お願いいたします。

(杉岡委員) 申請地ですが、農振除外になっているそうです。ここには農業用倉庫が建ってしまして、これを取り壊して土地所有者の息子さんが住宅を建てるということで、南側は別地番で果樹園になっています。西の小道と谷川がありますが問題ありません。東に水路がありますが、水路の掃除ができる場所を確保すると申請人の母親から話を聞いています。北側は市道があります。

農地転用することによる周辺農地への影響はないものと思います。

下倉のこの地区で新築の家が建つということは、何十年ぶりという地域であります。

よろしくお願いいたします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) 農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

既存の農業用倉庫につきましては、令和4年度に適用外届によって、適法に転用がされています。

以上です。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。

7番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、7番は許可されました。

以上で、議案第27号の審議は全て終了いたしました。

【報告第15号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告事項に入ります。

報告第15号について、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) 【報告第15号 報告書について朗読】

【報告第16号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第16号について、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) 【報告第16号 報告書について朗読】

【報告第17号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第17号について、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) 【報告第17号 報告書について朗読】

【報告第18号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について】

(農地担当) 次に、報告第18号について、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) 【報告第18号 報告書について朗読】

【報告事項】

- (農地担当) 18ページ以降は、その他報告事項となっております。
- 以上で、本日付議された議案につきましては、全て終了いたしました。
- 本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付するものいたします。
- また、開発許可等同時許可が必要なものにつきましては、同時許可いたします。
- 本日の許可件数は、3条関係が7件、4条関係が1件、5条関係が6件でありました。
- ご協力ありがとうございました。
- (会長) ありがとうございました。

【日程第4 その他】

- (会長) それでは、日程第4その他に入ります。
- 委員の方から、何かありませんか。
- (委員) なし。
- (会長) ないので、私から報告をさせていただきます。
- 4月総会でお話ししましたが、令和7年度の最適化活動の目標の点検評価について5月8日に運営委員会で作成をしましたので、皆様に報告させていただきます。
- それでは、事務局から説明をお願いします。
- (次長) 【最適化活動の目標の点検評価について説明】
- (会長) ありがとうございました。
- それでは、先ほど事務局から説明があったとおり、令和7年度の最適化活動の目標の点検評価については、6月末までに県に報告をしてホームページで公表をすることとなります。
- 委員の方から何かありませんか。
- (委員) なし。
- (会長) 次に、事務局から事務連絡をお願いいたします。
- (次長) 【次回現地調査について】
- 【次回総会について】

(会長) それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理) 【閉会挨拶】

閉会 午後2時43分